

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 3 号に規定する小型まき網漁業さより 1 そうまき網漁業及びさより 2 そうまき網漁業漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型まき網漁業	さより 1 そうまき網漁業	天草有明海、不知火海及び天草海。ただし、天共第 1 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	さより 1 そうまき網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	さより 1 そうまき網漁業	別記 2 のとおり	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市姫戸町、龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	さより 1 そうまき網漁業	別記 3 のとおり	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市佐伊津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型まき網漁業	さより1 そうまき網漁業	別記4のとおり	11月1日から翌年5月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型まき網漁業	さより2 そうまき網漁業	別記5のとおり	11月1日から翌年5月31日まで	5トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

天草有明海、不知火海及び天草海。ただし、天共第 1 号共同漁業権漁場及び次の表に掲げる共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。

操業期間

11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで。ただし、次の表に掲げる共同漁業権漁場では、それぞれ同表右欄に掲げる期間。

操業区域	操業時期
<p><b>天共第12号共同漁業権漁場内 姫戸地先</b></p> <p>次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点1 熊本県漁場基点第242号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）</p> <p>基点2 熊本県漁場基点第248号（姫戸町舟揚島東端）</p> <p>基点3 熊本県漁場基点第249号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）</p> <p>ア 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ</p> <p>イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ</p> <p>ウ 基点2と八代市黒島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度、1,800メートルのところ</p> <p>エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ</p>	<p>2月1日から 5月31日まで</p>
<p><b>天共第 12 号共同漁業権漁場内 樋島地先</b></p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点1 熊本県漁場基点天第242号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下「姫戸町」という。）との海岸線における境界）</p> <p>基点2 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）</p> <p>基点3 熊本県漁場基点天第236号（龍ヶ岳町樋島南端）</p> <p>基点4 熊本県漁場基点天第239号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）</p> <p>ア 基点2と天草市御所浦町（以下「御所浦町」という。）と一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ</p> <p>イ 基点3と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ325度8分、1,500メートルのところ</p> <p>ウ 基点3と葦北郡芦北町（以下「芦北町」という。）殿島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ27度5分、1,500メートルのところ</p> <p>エ 基点4と芦北町柴島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ10度8分、1,100メートルのところ</p> <p>オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ</p> <p>カ 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ</p> <p>キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から980メートルのところ</p> <p>ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位340度、540メートルのところ</p> <p>ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位125度、180メートルのところ</p> <p>コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ</p> <p>サ 龍ヶ岳町梶島東端から真方位115度、126メートルのところ</p> <p>シ 龍ヶ岳町梶島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点</p>	<p>2月1日から 5月31日まで</p>

操業区域	操業時期
<p><b>天共第 12 号共同漁業権漁場内 高戸地先</b></p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）</p> <p>基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）</p> <p>基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）</p> <p>ア 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）</p> <p>イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所</p> <p>ウ 基点 1 と龍ヶ岳町梶島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ</p> <p>エ 基点 3 と与ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ</p> <p>オ 龍ヶ岳町梶島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点</p> <p>カ 龍ヶ岳町梶島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ</p> <p>キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ</p> <p>ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ</p> <p>ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ</p> <p>コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ</p> <p>サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ</p> <p>シ 基点 3 と与ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ</p>	<p>2 月 1 日から 5 月 31 日まで</p>
<p><b>天共第 10 号共同漁業権漁場内 新和地先</b></p> <p>次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点 1 天草市新和町（以下「新和町」という。）と同市河浦町（以下「河浦町」という。）との海岸線における境界</p> <p>基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）</p> <p>基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）</p> <p>基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町（以下「下浦町」という。）と栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））</p> <p>基点 5 天草市楠浦町（以下「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界</p> <p>ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ</p> <p>イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ</p> <p>ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ</p> <p>エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ</p> <p>オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ</p> <p>カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点</p> <p>キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ</p> <p>ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ</p> <p>ケ 榎浦北の鼻から真方位 299 度、180 メートルのところ</p> <p>コ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点</p> <p>サ 基点 5 から真方位 99 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 5 と対岸との中央点</p>	<p>1 月 5 日から 3 月 31 日まで</p>

操業区域	操業時期
<p><b>天共第 12 号共同漁業権漁場内 大道地先</b></p> <p>基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）  基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）  基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下「御所浦町」という。）猿子島北西端）  基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）  基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）  基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）  基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）  基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）  基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）  基点 10 熊本県漁場基点第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）</p> <p>ア 龍ヶ岳町横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町（以下「倉岳町」という。）との境界  イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ  ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ  エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ  オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ  カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ  キ 基点 2 と御所浦町大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ  ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ  ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ  コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ  サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ  シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ  ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ  セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ  ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わる場所  タ 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）  チ 基点 10 と龍ヶ岳町梶島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ</p>	<p>2月1日から 4月30日まで</p>
<p><b>天共第 2 号共同漁業権漁場 湯島地先</b></p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点 1 熊本県漁場基点天第 19 号（上天草市大矢野町湯島灯台）  基点 2 熊本県漁場基点天第 16 号（上天草市大矢野町湯島灯台東端）  基点 3 熊本県漁場基点天第 17 号（上天草市大矢野町湯島灯台南東端）</p> <p>ア 基点 1 と天草市有明町老岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 40 度、2,800 メートルのところ</p>	<p>11月1日から 翌年5月31日まで</p>

操業区域	操業時期
イ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分、1,500メートルのところ ウ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ162度30分、2,000メートルのところ エ 基点2と上天草市大矢野町柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ295度30分、2,150メートルのところ オ 基点2と柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分、1,350メートルのところ カ 基点3と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ328度、1,300メートルのところ キ 基点3と高杓島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ44度30分、2,500メートルのところ	
<b>天共第11号共同漁業権漁場 栖本地先</b> 次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端）） ア 基点1から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界	1月1日から 4月30日まで

## 別記 2

### 操業区域

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ及び基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 姫戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、龍ヶ岳町黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

## 別記 3

### 操業区域

天草有明海及び不知火海。

ただし、天共第 5 号共同漁業権漁場及び次の基点 1、ア、イ、ウ、基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内御領地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町と天草市五和町との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 121 号（天草市五和町長崎鼻東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 124 号（天草市五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

イ 基点 2 と上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線から、基点 2 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

ウ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

#### 別記 4

##### 操業区域

###### 不知火海

ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内嵐口地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ



## 別記 5

### 操業区域

#### 不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内高戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ